

2024(令和 6)年度  
社会貢献基金助成募集要領

2024(令和 6)年 10 月 1 日  
一般財団法人 冠婚葬祭文化振興財団



## I. 目的

この基金は、生活文化の基盤として、人々が支え合う豊かな社会の形成に寄与してきた年中行事や人生儀礼等、冠婚葬祭儀式文化の承継及び発展に資する調査・研究事業、冠婚葬祭承継事業に対する助成を行い、もって日本の生活文化と地域社会の発展に寄与することを目的としています。

## II. 募集要項

### 1. 応募～助成金交付までの流れ

#### (1) 募集

- 募集期間……2024年10月1日～2025年1月末日（必着）

所定の提出書類（別記）を上記期間内に一般財団法人 冠婚葬祭文化振興財団（以下「冠婚葬祭財団」という。）社会貢献基金助成 運営事務局までお送りください。

申請様式は冠婚葬祭財団ホームページ内の社会貢献基金助成のページよりダウンロードしてください。

#### (2) 審査・選考

- 審査・選考期間……2025年2月

社会貢献基金運営委員会において、助成の候補となる事業のうち、次のいずれかの条件を満たすものを優先として、候補者を審査・選考します。

##### 1) 社会への貢献度

- ① 社会や地域の課題解決に結びつく事業であること。
- ② 事業成果が社会や地域へ還元される事業であること。

##### 2) 発展性・波及効果

- ① 助成事業の目的に合致した事業内容であること。
- ② 事業実施による成果が期待できること。
- ③ 活動の継続性や発展性、他地域への広がりが期待できる事業であること。

##### 3) 実施体制、活動内容

- ① 事業実施のための体制が整備されていること。
- ② 活動内容に申請団体の特徴を活かした工夫があること。

##### 4) 計画・費用の妥当性

- ① 事業計画、スケジュールに実行性があること。
- ② 経費の配分が適切で過大でないこと。

##### 5) 冠婚葬祭財団への寄与

- ① 総合的に勘案して、事業実施が冠婚葬祭財団の活動に寄与すること。  
(事業の実施における冠婚葬祭財団や本助成制度の広報の実施等)

#### (3) 助成金対象者の決定と助成金交付

社会貢献基金運営委員会により行われた審査・選考結果をもとに、冠婚葬祭財団理事会において決定します。助成決定後、ホームページに助成が決定した事業者を掲載とともに、下記のスケジュールで助成金の交付を行います。

- 助成対象者決定……2025年3月（予定）

- 助成金交付……2025年3月下旬（予定）

(4) 助成決定後の通知について

助成が決定した申請者は4月にホームページで公表いたします。

## 2. 助成の対象となる個人、大学、研究機関等（団体等）

以下の条件を満たす、個人、大学、研究機関等で、今回募集する助成対象事業の趣旨に合致する事業を行おうとしているもの。ただし、大学、研究機関等の場合は以下の条件を満たすこと。

- (1) 定款に準ずる規約を有し、自ら経理し、監査することができる会計機能を有すること。
- (2) 団体等の主たる事務所（又は準ずる所）を日本国内に有すること。
- (3) 団体等の意志を決定し、今回申請する活動を実施する体制が確立していること。
- (4) 団体の活動実績（今回申請する活動又は類似した活動）を過去3年以上有し、今回申請する活動のニーズが高く今後も継続性が期待できること。
- (5) 申請する事業の実施のための自己資金を保有すること（他の民間団体等からの助成を除く）。

## 3. 助成の対象となる事業

原則として、**2024年度事業（2025年助成金の交付決定日（3月下旬頃）～2026年3月の間に開始し、終了する事業）**を対象とします。

なお、その研究内容によって複数年度の事業の実施を認める場合があります。

また、事業の実施において冠婚葬祭財団の広報（ホームページ、印刷物、イベント等において冠婚葬祭財団の名称や本助成により事業を行っていることのアピール）に係るご協力を頂くことを必須とします。

### (1) 研究助成事業①

次のテーマの趣旨に合致する調査・研究活動。

「冠婚葬祭等儀式に関する民俗学、死生物学、宗教学、歴史学、家政学・生活科学、社会学、心理学等の調査研究」

### (2) 研究助成事業②

次のいずれかのテーマの趣旨に合致する調査・研究活動。

- A 「1990年代以降の冠婚葬祭の歴史と現状」
- B 「儀礼とグリーフケア」
- C 「衣食住と冠婚葬祭」

### (3) 冠婚葬祭承継事業

我が国の伝統文化、伝統儀式である冠婚葬祭文化を振興し次世代に繋いでいくための事業。

※ なお、(1)～(3)に該当する場合でも、以下の事業は助成の対象外とします。

- 不動産の取得
- 車両の購入
- 営利を目的とする事業
- 国や地方公共団体等が行う公的補助を受けている事業
- 複数の助成事業から助成を受ける場合、申請分と合わせた助成総額が事業総額を超える場合
- 本事業の趣旨から著しく逸脱するもの（ゲーム・カラオケ機器など娯楽性の高い備品等）や汎用性の高いもの（パソコン・カメラ等）の購入・製作

※ また、申請は1個人及び団体につき1事業までとし、2事業以上の申請があった場合、どちらの申請も無効となりますので、ご注意ください。

#### 4. 助成金額及び件数

助成金は、総額およそ 300 万円を目途とし助成を行います。(1 件当たりの助成額上限は 50 万円とします。)

#### 5. 助成対象となる経費

申請する団体等の常勤スタッフの人事費といった経常的経費は対象となりません。当該事業の実施に直接必要な経費のみが対象となります。(例:謝金・賃金、旅費・滞在費、物品・資材の購入費、建築物の工事費、通信・運搬費、事務用品等)

### III. 提出書類

#### 1. 提出先

書類提出にあたっては、次の連絡先にご郵送又はメールにてご送付ください。

一般財団法人 冠婚葬祭文化振興財団  
社会貢献基金助成 運営事務局  
〒105-0003 東京都港区西新橋 1-18-12 COMS 虎ノ門 4 階  
<連絡先> T E L: 03-6273-3930  
E-Mail: [contact@ceremony-culture.jp](mailto:contact@ceremony-culture.jp)

#### 2. 応募に必要な書類

募集期間 **(2024(令和 6)年 10 月 1 日～2025(令和 7)年 1 月末日)** に下記書類をご郵送又はメールにてご送付ください。

#### 必要書類

- ① 助成金交付申請書 (A4 サイズ・指定様式) ..... 1 部
  - ② 申請する助成事業の収支予算書 (A4 サイズ・指定様式) ..... 1 部
  - ③ 今回申請する調査・研究活動又は類似の事業を実施した過去 3 年間の実績を示す写真及び関係資料等 ..... 写真は各年 2 枚 (計 6 枚)
  - ④ 大学・大学院における所属上長 (理事長、学部長等) の推薦状 ..... 1 部
  - ⑤ 団体等の定款又はそれに準ずる規約 ..... 1 部
  - ⑥ 団体等の意志決定をする役員又は構成員の名簿 ..... 1 部
- ※ 大学・研究機関等は①～⑥全て、個人は①～③をご提出ください。

#### 3. 助成金交付後に提出が必要な書類

事業が終了した後、1 ヶ月以内に下記書類をすみやかに提出してください。

- ① 事業報告書 (1 部/A4 サイズ・指定様式)
- ② 対象事業収支報告書 (1 部/A4 サイズ・指定様式)
- ③ 講演会、現地調査、研究発表会等、事業活動の模様を表した写真 (3 枚以上)
- ④ 事業を行う上で制作したチラシ等の制作物や事業によって得られた成果物、研究発表を行った場合は発表資料、発行物、論文 (写しで可) 等、その他申請事業によって得られる成果物

#### 4. その他

- ① 事業活動の報告書及び成果物については、この1年間における皆様の研究活動の成果を広く周知するため、出典を明記のうえ、一部又は全部を冠婚葬祭財団および一般の生活者に共有させていただきますので、予めご了承ください。
- ② 助成対象となった事業の実施により事故等不測の事態が発生しても、本基金では責任を負いかねますのでご了承ください。
- ③ 審査・選考の段階、又は、助成金交付後に、必要に応じヒアリング・中間報告会等を実施する場合がございますのでご了承ください。
- ※ 募集要領及び冠婚葬祭財団指定の「A4 サイズ・指定様式」については、冠婚葬祭財団のホームページ（<https://www.ceremony-culture.jp/>）内の「社会貢献基金助成」のページからダウンロードして使用してください。

#### IV. 個人情報について

- 応募書類やヒアリングで得た応募者の個人情報は、選考手続に際し選考委員等へ提供する他、ヒアリングの為の連絡、選考結果の連絡及び助成先の公表等に利用します。
- 個人情報の利用は、利用目的の達成に必要な範囲で行います。それ以外の目的で利用することはありません。
- 法令等の定めに基づく場合や、人命や財産保護のために必要とする場合を除き、第三者へ提供することはありません。

#### V. ホームページの利用

冠婚葬祭財団ホームページ（<https://www.ceremony-culture.jp/>）には、募集要領・指定様式ダウンロード・記入例などの情報を掲載しております。参考にしてください。

#### VI. 助成対象事業の変更について

2022(令和4)年度より、助成対象事業のうち、研究助成事業及び冠婚葬祭承継事業は引き続き冠婚葬祭財団にて実施し、それ以外の助成事業は、一般社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会にて実施することとなりました。

社会貢献活動に対する助成事業をより強化していくための措置でありますので、ご理解の程よろしくお願ひいたします。尚、一般社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会の社会貢献基金助成事業につきましては、当社団ホームページ（<https://www.zengokyo.or.jp/>）をご確認ください。